

京都市告示第655号

景観法第8条第1項の規定に基づき定めた良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を変更しましたので、同法第9条第8項の規定において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成30年3月29日

京都市長 門川 大作

1 景観計画の名称

京都市景観計画

2 効力が生じる年月日

平成30年4月1日から施行する。ただし、第3章第4の2建造物修景地区における良好な景観の形成のための行為の制限の改正については、同年10月1日から施行する。

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

4 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

（都市計画局都市景観部景観政策課）